

平成 30 年度

水戸市赤塚市民センター第 1 回運営審議会

日時：平成 30 年 7 月 2 日（月） 午前 10 時 00 分から

場所：赤塚市民センター集会室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 正副会長選出

4 議 事

(1) 平成 30 年度赤塚市民センターの運営方針及び努力目標（案）について

(2) 平成 30 年度赤塚市民センター主催事業（案）について

(3) その他

・市民センターにおける土曜執務体制の見直しについて

5 閉 会

平成30年度赤塚市民センター運営方針及び努力目標（案）

運営方針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

赤塚市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実に努めていくものとする。

重点目標

1 地域コミュニティ事業の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

(ア) 赤塚地区自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を推進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

(イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

(ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

(エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

赤塚市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの運営を推進する。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、赤塚小学校で年1回実施する地域ぐるみの防災訓練をはじめ、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習の活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である赤塚市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、赤塚市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの豊かな地域資源に恵まれている。このような生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。赤塚市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の向上に努める。

赤塚市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

平成30年度赤塚市民センター主催事業(案)

○定期講座(教室)

年度	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
30	子ども習字教室	5月～3月20回 毎月第1・3土	小学生の習字教室 講師:橘 芳玉	赤塚市民センター 集会室	32
29	子ども習字教室	5月～3月20回 毎月第1・3土	小学生の習字教室 講師:橘 芳玉	赤塚市民センター 集会室	28

○成人講座

30	成人講座	6月25日(月)	① 移動学習 カゴメ茨城工場・めんたいパーク大洗 見学	小美玉市 大洗町	40
		9月19日(水)	② スポーツ吹矢体験教室 講師:村山 勝夫 木内 由美子	赤塚市民センター ホール	16
		2月1日(金)	③ 美骨ストレッチ(予定) 講師:加藤 一枝	赤塚市民センター 和室	12
29	成人講座	6月9日(金)	① 移動学習 イトウ製菓・茨城空港見学会	小美玉市 銚田市	40
		9月12日(火)	② 苔玉づくり体験 講師:加部東 直子	赤塚市民センター 集会室	15
		2月20日(火)	③ 革細工教室 講師:栗原 里子	赤塚市民センター 集会室	16

○高齢者学級

30	寿学級	6月11日(月)	① 脳トレフィットネス講座 講師:もみじ館 齋藤 大希	赤塚市民センター ホール	24
		10月	② 未定	未定	未定
		12月11日(火)	③ 移動学習(未定)	未定	募集40
29	寿学級	6月29日(木)	① 足たっしや講座 講師:高齢福祉課地域支援センター	赤塚市民センター ホール	18
		10月24日(火)	② みんなで認知症予防教室 講師:水戸ヤクルト販売(株)健康管理士 友部 美佐子	赤塚市民センター ホール	20
		12月7日(木)	③ 移動教室 地質標本館 筑波ハム見学会	筑波市	40

○女性学級

30	女性学級	7月19日(月)	①	夏の料理教室 講師:軽部 智美	赤塚市民センター 調理室	募集20
		12月	②			
		2月	③	移動教室	筑波市	

29	女性学級	7月19日(水)	①	中華料理教室 講師:軽部 智美	赤塚市民センター 調理室	16
		11月22日(水)	②	苔玉フラワーアレンジメント教室 講師:加部東 直子	赤塚市民センター 集会室	16
		2月14日(水)	③	移動教室 くすりミュージアム・ 銀座歌舞伎座	東京	36

○子ども教室

30	子ども教室	7月30日(月)	①	絵画教室 講師:石井弘子, 小林暁子	赤塚市民センター ホール	募集30
		8月3日(金)	②	モイストポップリをつくろう 講師:加藤 一枝	赤塚市民センター 調理室	募集16
		8月5日(日)	③	おもしろ理科先生 講師:稲野辺 滋	赤塚市民センター 調理室・ホール	募集20

29	子ども教室	7月31日(月)	①	絵画教室 講師:石井弘子, 小林暁子	赤塚市民センター ホール	25
		8月3日(木)	②	おもしろ理科先生 講師:稲野辺 滋	赤塚市民センター 調理室・ホール	20
		8月23日(水)	③	オリジナルバスボムづくり 講師:長州 恵美	赤塚市民センター 集会室	16

○家庭教育学級

30	親子ふれあい教室 (七夕まつり)	7月6日(金)	①	未就園児を対象に, 親子で季節の飾りなどを作りながら交流を図る 講師:河和田保育所等	赤塚市民センター ホール	募集 20組
	親子ふれあい教室 (クリスマス会)	12月21日(金)	②			募集 20組

29	親子ふれあい教室 (七夕まつり)	7月7日(金)	①	未就園児を対象に, 親子で季節の飾りなどを作りながら交流を図る 講師:河和田保育所	赤塚市民センター ホール	40
	親子ふれあい教室 (クリスマス会)	12月15日(金)	②			52

○水戸市市民センター条例

平成21年 9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3月24日 条例第13号

平成23年 3月25日 条例第9号

平成23年 7月12日 条例第25号

平成26年 6月30日 条例第36号

平成27年 3月24日 条例第9号

平成28年 6月30日 条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

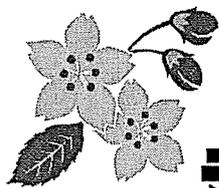
- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1

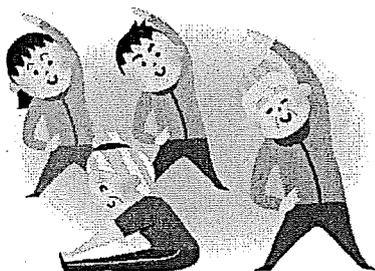
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1



平成30年度 赤塚市民センター定期講座受講生募集要項

- 申込受付 4月4日(水)～4月10日(火)までに、赤塚市民センター窓口でお申し込み下さい。
※子ども習字は、3月27日(火)より受付を開始します。
定員になり次第締切ります。また、申込者が少ない場合は、中止になる場合もあります。
- 会費 各講座の開講日に会費を会計担当者に納入してください。材料費は別途負担になります。
受講者数により、会費に変更が生じることもあります。原則として返金いたしません。
- その他 センター等の行事により変更になる場合があります。
- お願い 駐車場には限りがありますので、車の利用が多い団体は、乗り合せでの利用をお願いします。

【健康づくり・子育て交流】

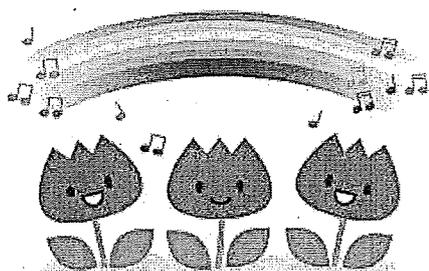
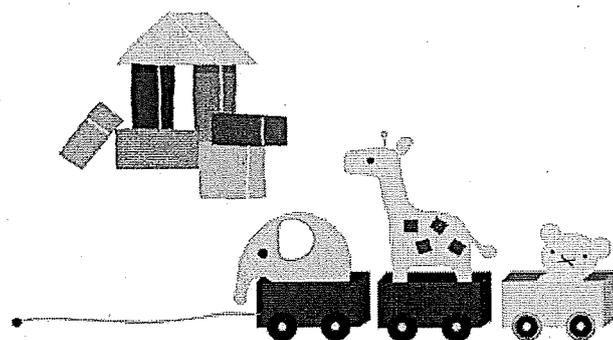


《いきいき健康クラブ》

- 対象 区内のおおむね65歳以上の方
椅子に座って出来る簡単な体操
- 日時 第1・第3 月曜日 午前10時～11時30分
開講日 4月2日
- その他 参加費 無料 随時受付
- 主催 水戸市保健センター・保健推進員赤塚支部

《子育て広場》

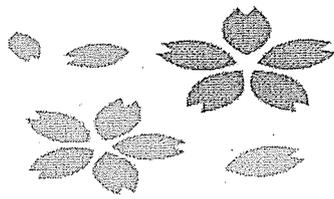
- 対象 就学前のお子様と保護者
子育て中の親子が気軽に集まり交流する広場
- 日時 第1・第3 金曜日 午前10時～12時
開講日 4月6日
- その他 参加費 無料 随時受付
- 主催 赤塚女性会



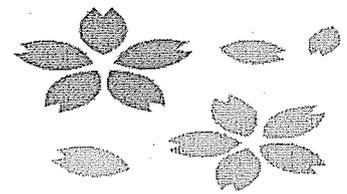
《わくわくランド》

- 対象 就学前のお子様と保護者
- 日時 第2・第4 金曜日 午前10時～10時50分
開講日 4月27日
- その他 初回お道具代 500円 会費 1,000円/月
- 講師 川又香奈子・鈴木真里子
(元幼稚園教諭)

【問合わせ先】 赤塚市民センター 水戸市河和田3-2329-3



定期講座一覽



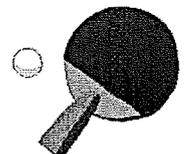
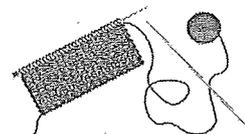
【教室】

	講座名	開催日	時間	会費	募集人員	開講日	講師名	備考
土	子ども習字(3年生以上)	第1・3	10:00~11:00 11:00~12:00	4,000/年	17名	5/12	橘 芳玉	5/12AM11:00保護者説明会 年会費・前期教材費納入受付

【クラブ】

	講座名	開催日	時間	会費	募集人員	開講日	講師名	備考
月	社交ダンス A	毎週	19:30~21:30	10,000/年	6名	5/7	黒澤 明子	初心者歓迎
火	卓球	第1・2・3	10:00~12:00	1,000円	4名	5/1	—	経験者
	新舞踊	毎週	19:00~21:00	3,000/月	5名	5/1	小口 良子	紫峰流・初心者歓迎
水	茶道	第1・3	10:00~12:00	2,000/月	2名	5/2	細川 肇子	裏千家
	大正琴 A	第1・3	10:00~12:00	2,500/月	5名	5/16	宇野 万里子	経験者
	大正琴 B	第1・3	13:00~15:00	2,000/月	5名	5/16	宇野 万里子	初心者歓迎・貸出楽器有
	3B体操(A)	第1・3	19:30~21:00	1,000/月	10名	5/16	小高 順子	ストレッチ体操
	3B体操(B)	第2・4	10:00~12:00	8,000/年	5名	5/9	小高 順子	初心者歓迎
	囲碁	第2 第4	9:30~16:30 13:00~17:00	1,000/年	5名	5/9	—	大会は年6回
	着付け A	第4	10:00~12:00	6,000/年	5名	5/23	杉山 恵美子	初心者歓迎
	着付け B	第3	19:00~21:00	5,000/年	4名	5/16	杉山 恵美子	初心者歓迎
木	編み物	第2・4	13:00~15:00	8,000/年	7名	5/10	小堀 美代子	
	とんぼ玉	第1・3	9:30~12:30	7,000/年	5名	5/10	北村 いづみ	経験者・初心者も歓迎
	フラダンス	第2・4	13:30~15:30	10,000/年	10名	5/10	田代 トシ子	ハワイアンストレッチ・ヨガ取り 入れフラ基礎 初心者歓迎
	太極拳	毎週	10:00~12:00	6,000/前・後	10名	5/10	高橋 英子	楊名時気功太極拳24式 1・3・5週は、自主練習
金	生け花	第1・3	10:00~12:00	8,000/年		5/18	小林 静	池坊
	ゴルフ	毎週	10:30~12:00	10,000/年	30名	5/11	寺沼 猛	ゴルフ練習場で開催
	社交ダンス B	毎週	19:00~21:30	2,000/月	5名	5/11	青木 高恵	経験者
	詩吟サークル	第1・2・3	13:00~15:00	3,500/月	5名	5/11	根本 豊子	常磐流吟道 初心者歓迎
	布を楽しむ	第4	13:30~15:30	5,000/年	3名	5/25	橋本 恵子	
土	輪投げ	第1・3	10:00~12:00	100/年	5名	5/12	—	

※ 材料費、教材費は別途負担となります。
 ※ 参加人数により会費に変更が生じることがあります。



赤塚市民センター運営審議会委員名簿

平成30年4月1日

(順不同)

No.	役職	委員の氏名	選出区分	団体等名及び役職名
1.	会長	小林 教 人	学識経験者	ふるさと赤塚をつくる会副会長
2	副会長	長谷川 恒	社会教育関係者	河和田北防犯協会副会長
3		高橋 みさ子	学識経験者	ふるさと赤塚をつくる会副会長
4		直井 安希子	学識経験者	赤塚女性防火クラブ会長
5		田口 廣 巳	学校教育関係者	水戸市立赤塚小学校長
6		関根 大 雪	学校教育関係者	赤塚小学校PTA会長

赤塚市民センター職員名簿

所長	藪田	照美
職員	青柳	由美
職員	小林	弘幸
職員	早見	和美